

## 「第4次犯罪被害者等基本計画（案）」

### に対するパブリックコメントを提出

犯罪被害者等の尊厳と利益の保護のための基本理念を定めた「犯罪被害者等基本法」は、5年ごとに具体的な施策として「基本計画」を策定しています。警察庁等による施策推進会議は、11月に「第4次基本計画骨子（案）」に対するパブリックコメントを募集しました。当会として、この基本計画の重点施策として「刑法39条不起訴事件の被害者等に対する支援」を明記することを基本に、現状の刑事司法手続きや医療観察法について具体的な改善を要望する「意見書」を提出しました。

<意見書の要点>

- (1) 「第4次基本計画」の基本方針・重点施策の前提として、心神喪失等により不起訴処分となった事件の被害者等も対象となることを明確にすること。
- (2) 重点課題施策の「犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇の推進」について、医療観察処遇事案についても適用すること。
- (3) 「医療観察法」について「犯罪被害者等基本法」の理念に基づき、「被害者の尊厳と権利」を優先する制度に転換し、法改正又は運用改善による是正を図る。
- (4) 刑法39条不起訴事件の被害者に対する国の「被害者損害賠償制度」の創設を。

## 札幌市「犯罪被害者支援金」に15件の申し出！

8月1日に発足した「札幌市犯罪被害者等支援金制度」による支援金（遺族30万円）について、11月30日現在札幌市の受付窓口に15件（支援額215万円）の申し出があったことが明らかになりました。この制度は札幌市の「安全安心まちづくり条例基本計画」に基づくものですが、刑法39条事件の被害者も対象となることが明記されています。札幌市では、北海道警察との連携により対象となる事件の被害者に対してこの制度について書面による直接の案内周知をしていることが申し出に繋がっています。年間では推定30件（450万円）の支援見通しとなり、今後は道内各市町村での「犯罪被害者等支援金制度」の設置が期待されます。今回の成果は「札幌市犯罪被害者等支援条例」の制定をめざす市民会議のシンポジウムに札幌市の担当者が参加したことがきっかけとなっており、今後の犯罪被害者支援条例の制定に向けた貴重な一歩となりました。

## 「第6回シンポジウム」の動画配信 & 報告集の普及広がる

今年の「第6回刑法39条、医療観察法を考えるシンポジウム」は、新型コロナウイルスの感染拡大により、当初の6月予定から9月6日に延期開催されました。しかし、コロナ感染予防に配慮したソーシャルディスタンス等参加人数が制限される中で、逆にユーチューブ動画による配信と、「報告集」の頒布普及による情報提供を強化し、「コロナにより自粛しても委縮しない」新しい活動モデルに取り組みました。結果、動画は当日参加者の4倍を超える277件のアクセスがあり、シンポジウムの完全記録「報告集」の普及も100冊を超え、コロナ禍の下で資料・情報提供を広げることができました。(動画 URL : <https://www.youtube.com/watch?v=rLGp-IwluNA>)

コロナ禍の中、1年  
間  
ありがとうございました

【連絡先】精神障害者の自立支援センター

〒060-0004

FAX : (011) 2

01号

.biglobe.ne.jp



丑